

ともに生き ともに暮らす 共生社会づくり

障害者基本法の基本理念であり、久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の前計画でも共通して基本理念に掲げられていた、「連帯（ノーマライゼーション）」と「復権（リハビリテーション）」の2つの理念を踏まえ、「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」の考え方に基づき、障がいのある人もない人もすべての人がともに生き、ともに安心して暮らせる新しい共生社会をめざします。

「社会的包摂」(ソーシャルインクルージョン)

人と人との新しい【つながり】を求めて、障がいのある人もない人もすべての人が社会の構成員として互いに包み支え合う社会をつくるという考え方

「連帯」(ノーマライゼーション)

障がいのある人もない人も地域で生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方

「復権」(リハビリテーション)

ライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復獲得をめざすという考え方

(1) バリアフリー化の推進

障がい者を取りまく社会のバリア(障壁)を取り除き、ハード、ソフト両面からのバリアフリー化をめざします。

(2) 総合的な自立支援システムの構築

障がい者が自己の選択により、多様なサービスを適切に利用できる体制づくりを進め、地域における障がい者の生活を総合的に支援します。

(3) 公私協働による施策の総合化の推進

障がい者の生活を支える福祉・保健・医療分野をはじめ、教育・就労・住宅・交通・まちづくりなどあらゆる分野において、公共・民間それぞれの供給主体が相互に連携しながら、総合的かつ横断的なサービス提供がなされるように努めます。

